

基礎研 レポート

配偶者控除見直しについて ～家計の可処分所得への影響～

経済研究部 研究員 藪内 哲
(03)3512-1839 yabuuchi@nli-research.co.jp

はじめに

現在、政府は所得税改革に向けた総点検に着手しており、とりわけ人口減少下における労働力確保や女性活躍推進の観点から、配偶者控除の見直しを検討している。

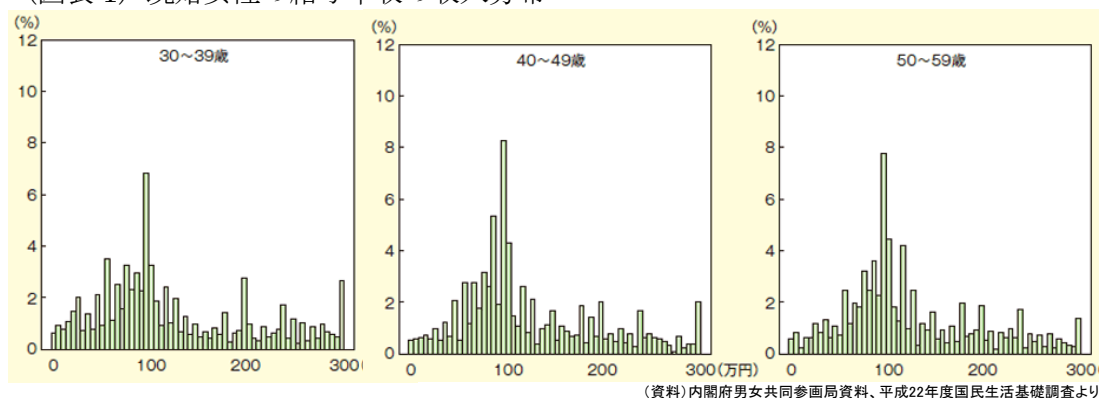
配偶者控除は、夫が正社員で妻がパートタイム労働者または専業主婦である世帯¹において「103万円の壁」として、既婚女性の働く時間を調整する（＝一定時間以上働かない）原因になっていると指摘されている。

既婚女性の30歳～59歳の年代別の収入分布を確認すると年収100万円付近に集中している。年収100万円付近の既婚女性の一部は、「今以上働きたくないから働いていない」のではなく、「それ以上働くと損をするから」という理由で働く時間を増やしていない。

日本は少子化を背景にした人口減少や人手不足に直面しており、少しでも多くの労働力を確保する必要がある。制度が労働参加を妨げているのであれば、見直すべきであろう。

とりわけ配偶者控除に注目が集まっているが、働く時間を調整（就労調整）する原因となっている

(図表 1) 既婚女性の給与と年収の収入分布



¹ 妻が正社員で、夫がパートタイム労働者または専業主夫の場合も含む。一般的には、夫が正社員で妻がパートであるケースの方が多数であるため、本稿では、夫がある一定以上の収入がある正社員、妻は専業主婦あるいはパートタイム労働者であると仮定し、話を進める。

壁は他にもある。「社会保険料支払いが必要となる 130 万円の壁」と「企業の配偶者手当による 103 万円の壁」である。

本稿では、最初に配偶者控除を中心に就労調整の原因となっている 3 つの壁について概観し、その後、現在政府内で示されている配偶者控除の見直し案を元に、家計の可処分所得に与える影響について展望する。

1— 就労調整原因となる3つの壁

配偶者控除の見直しに注目が集まっているが、就労調整の原因となっている壁は主に 3 つある。

3 つとは、「①税制上の配偶者控除による 103 万円の壁、②社会保険料支払いが必要となる 130 万円の壁、③企業の配偶者手当による 103 万円の壁」である。それぞれについてどのような壁なのか確認していこう。

1 | 「①税制上の配偶者控除による 103 万円の壁」

i) 所得税・住民税計算について

(夫が会社正社員、妻がパートタイム労働者または専業主婦である世帯を基本に話を進める。)

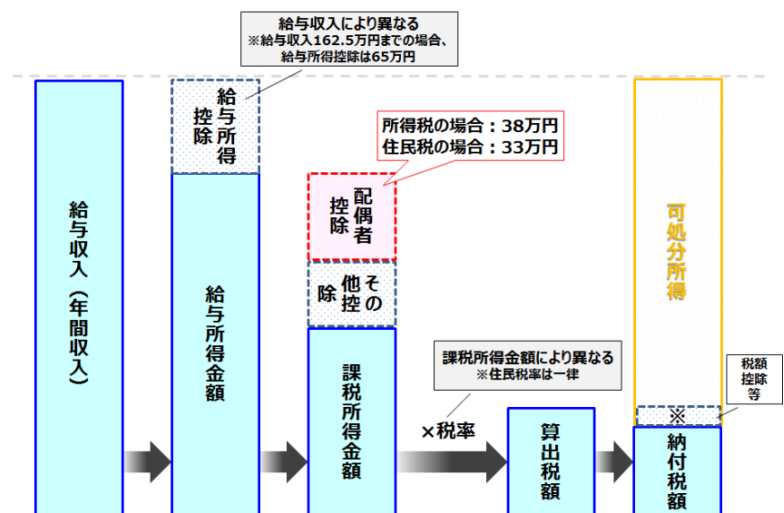
配偶者控除とは、所得税や住民税を算出する際、納税者に配偶者がいる場合に受けられる優遇措置のようなものである。会社員の夫には年間の給与収入に対して所得税や住民税が課される。

住民税と所得税の納税額の求め方は (図表 2) のようなイメージとなる。

夫の年間の給与収入は、会社員の必要経費という考えから給与所得控除が差し引かれ、給与所得金額が求められる。

給与所得金額から配偶者控除やその他の所得控除が差し引かれた課税所得金額に税率 (所得税率・住民税) をかけたものが算出税額となる。そして、税額控除等²を加味し最終的な納付税額が決められる。配偶者控除が所得税と住民税に適用されれば、課税所得金額の金額が少なくなり、最終的な納付税額も少なくなる。

(図表 2) 【給与所得者の所得税・住民税の算出イメージ】



(資料) 財務省HPを参考に作成 (注) 住民税の場合、別途均等割あり

² 所得税では税額控除、住民税では調整控除がある。

ii) 税制上の103万円の壁は既に存在しない

103万円の壁とは、①妻の年収（給与収入³）が103万円⁴を超えると所得税が生じることに加え、②夫の所得税・住民税の計算において配偶者控除の適用が受けられなくなるため、夫自身の年収が少なくなる。このため妻は年収が103万円を超えないように就労調整を行っているというものだ⁵。

しかし、これには誤解がある。妻の年収が103万円を超えると、“損”をする（＝手取りが減る）ということはない。確かに妻年収が103万円を超えると夫の可処分所得は減少するという逆転現象が生じるが、世帯の年収で見れば、それは生じない。

このことを確認するために、具体例として夫の年収が550万円⁶と一定であると仮定し、妻の年収⁷が変化に応じて夫・妻・世帯の可処分所得がそれぞれどのように変化するかを確認してみよう。

iii) 夫と妻のそれぞれの可処分所得の変化

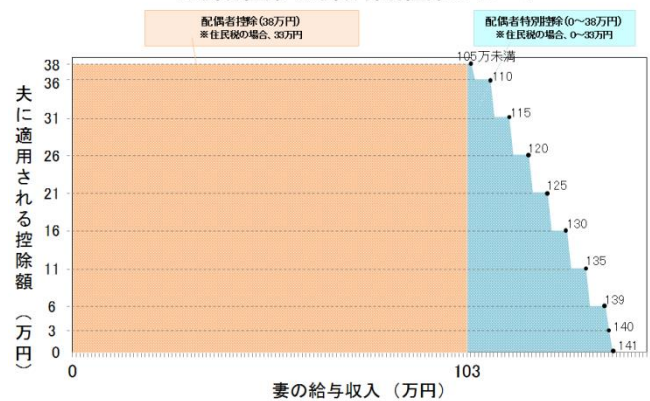
夫は、妻年収が103万円を超えると配偶者控除の適用が受けられなくなるが、妻年収141万円未満までは配偶者特別控除が受けられる。

配偶者特別控除⁸は、1988年に妻年収が103万円を超えた後も、夫の可処分所得が急激に減少することを防ぐために控除が段階的に少なくなるように導入されたものだ（図表3）。

この結果、妻年収103万円超105万円未満であれば、夫は配偶者特別控除を配偶者控除と同額である38万円分の適用を受ける。夫の可処分所得の減少は、105万円以上ら141万円未満にかけて生じる（図表4）。

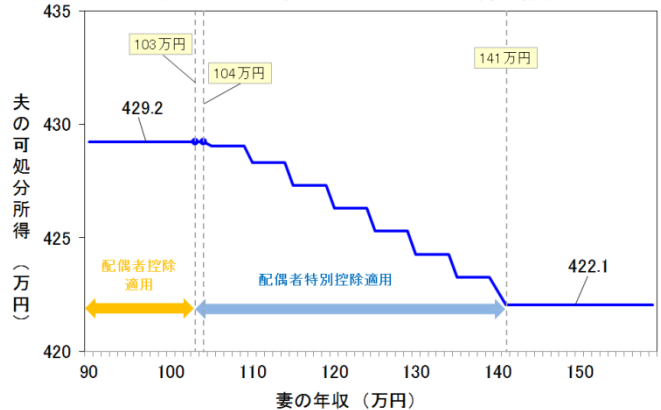
夫の可処分所得は、妻年収が105万円未満の場合429.2万円だが、配偶者特別控除が受けられなくなる妻年収141万円以上では422.1万円まで減少する。夫の可処分所得の損得だけで考えれば、妻は105万円未満で働いていた方が夫の可処分所得の減少を招かずに済む。

（図表3） 配偶者控除・配偶者特別控除のイメージ



（図表4）

（妻の年収に対する）夫の可処分所得の推移



³ 年間の収入が、給与所得のみから得られる場合を想定している。例えば、公的年金受給者の場合、収入金額ごとの公的年金等控除額が異なる。

⁴ 所得税であれば、妻の給与収入が年収161万円程度までの場合、給与所得控除65万円と基礎控除の38万円が適用される。

⁵ 実際、厚生労働省の調べでも、就労調整を行っているパートタイム労働者の63.0%が「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」と回答しており、37.7%が「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなるから」と回答している。

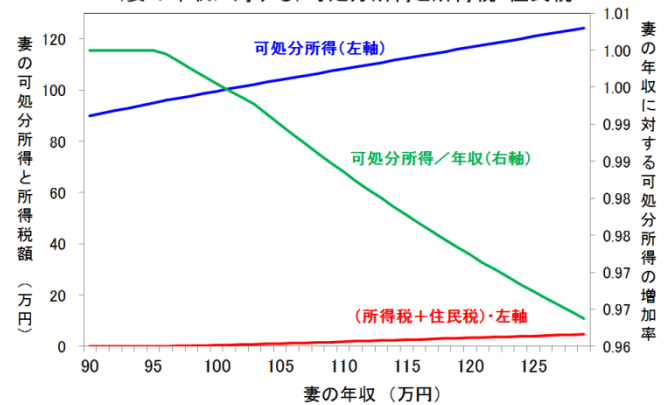
⁶ 平成26年度の給与所得者の平均給与は男性514万円となっている。500万円として試算すると課税所得の変動により、税率も変わってしまうため影響変化確認、本稿では550万円をモデルケースとして試算する。

⁷ 本稿での「年収」とは「給与収入」のみであるとする。

⁸ 配偶者特別控除の適用要件の一つとして、控除を受ける人のその年における合計所得金額が1000万円以下である必要がある。

次に妻の可処分所得の変化を確認しよう。
 妻年収 103 万円超となると所得税や住民税⁹が発生することで就労調整を行うという指摘もある。税の支払いが生じる年収時点から、妻の年収に対する可処分所得の増加率は、1 から徐々に低下するものの限定的である上に、夫のような「逆転現象」は生じない。このため可処分所得の損得の観点からは、働く時間を抑えるよりも働けば働いただけ可処分所得は増加するので就労調整を行うのは合理的ではないことがわかる。

(図表 5) (妻の年収に対する)可処分所得と所得税・住民税

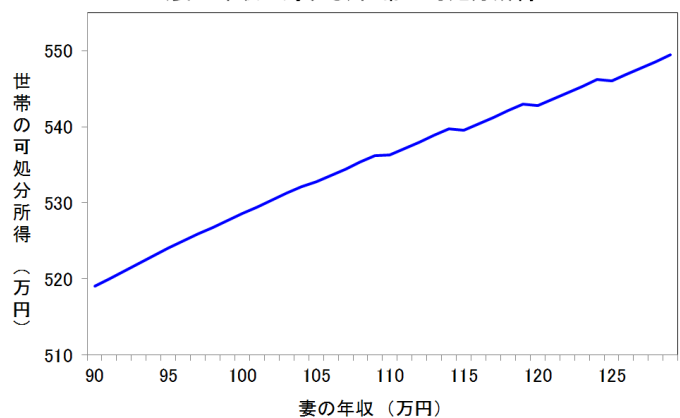


iv) 世帯 (夫+妻) の可処分所得の変化

夫と妻のそれぞれの可処分所得の変化を確認したが、生計を一つにしている夫婦であれば夫と妻両方の可処分所得を合計した世帯の可処分所得の変化が重要である。

夫と妻の可処分所得を合計した世帯の可処分所得の変化をみると 103 万円に壁は存在しないことが確認できる (図表 6)。妻年収 105 万円以上になると夫の可処分所得は減少するが、同時に妻の可処分所得がそれを上回って増えるため可処分所得は減少しない¹⁰

(図表 6) (妻の年収に対する)世帯の可処分所得



これは配偶者特別控除が導入され、配偶者控除で受けられていた 38 万円の控除が段階的に少なくなるようになったからだ。つまり、1988 年に配偶者特別控除が導入されたことで、税制上の 103 万円の壁はなくなっているのである。

2 | 「②社会保険料支払いが必要となる 130 万円の壁」

二つ目は「②社会保険料支払いが必要となる 130 万円の壁」である。

妻が夫に扶養されている場合、妻は自身の社会保険料の支払いは不要である。しかし、妻年収 130 万円を超えると妻は夫の扶養から外れ、妻自身で社会保険料 (健康・介護保険料、厚生年金保険料等) の支払い義務が生じる。

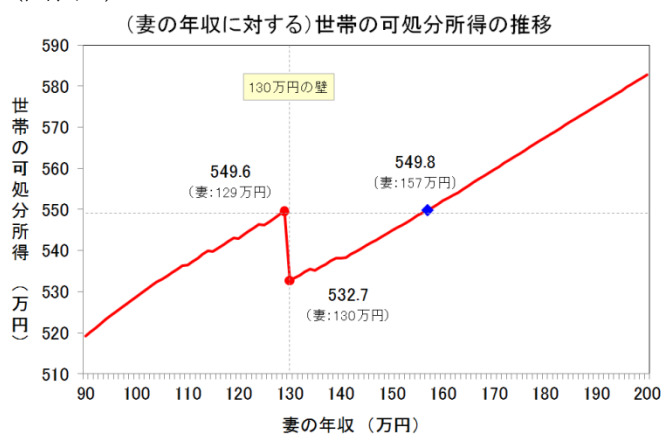
⁹ 厳密には住民税は 100 万円前後である。

¹⁰ 厳密には、配偶者特別控除が縮小される年収 (115 万円、120 万円、125 万円、130 万円、135 万円の時点) の境目において、逆転現象は若干生じている。本試算の場合、世帯の可処分所得において約 1000~3000 円程度の逆転現象がみられた。

これにより、妻年収が 130 万円を超えると妻の可処分所得は大幅に減少することから 130 万円の壁と言われている。

夫年収 550 万円の場合で試算してみると、130 万円の壁は大きく世帯収入の壁として存在していることが確認できる(図表 7)。妻の年収に対する世帯の可処分所得の変化は、妻年収が 129 万円では可処分所得は 549.6 万円となるが、130 万円では 532.7 万円まで減少し、約 16.9 万円の可処分所得の逆転現象が生じていることになる。さらに妻年収 129 万円時の可処分所得を越えるには、年収 157 万円となるまでかなり働く量を増やさねばならない。可処分所得の観点からは、103 万円の壁よりも社会保険料の 130 万円の壁の方が影響は大きい¹¹。

(図表 7)



3 | 「③企業の配偶者手当=103万円の壁」

103 万円の壁は税制上の問題だけではない。企業も従業員に福利厚生の一環として家族に対して手当を支給する場合がある。それら手当は、従業員に扶養している家族がいる場合、その従業員に毎月 1 万円支給するなどといったものである。

家族に対する手当を支給する民間企業の割合は 76.5%で、このうち 90.3%が配偶者手当を支給している。そのうち 68.8%が配偶者の支給基準を妻年収 103 万円、25.8%が 130 万円としている¹²。企業が配偶者手当をする支給要件は企業ごとに様々であるが、国の配偶者控除と連動して 103 万円前後を基準に支給しているケースが多い。

i) 企業から配偶者手当が毎月 2 万円支給される場合

企業の配偶者手当を加味して世帯の可処分所得がどのように変化するか確認してみよう。妻年収が 103 万円未満の場合、毎月に配偶者手当 2 万円¹³を支給している企業に夫が勤めていると仮定し、夫年収 550 万円ケースで試算すると(図表 8)のようになる。

妻の年収支給要件 103 万円を境に所得の逆転現象が起きることが分かる。本試算では 103 万円以下を支給要件と想定しているため、妻年収が 102 万円で世帯の可処分所得は 554.6 万円となるが、103 万円では 531.5 万円と約 23 万円も大幅に減少する。また、130 万円の壁も存在するため妻年収 103

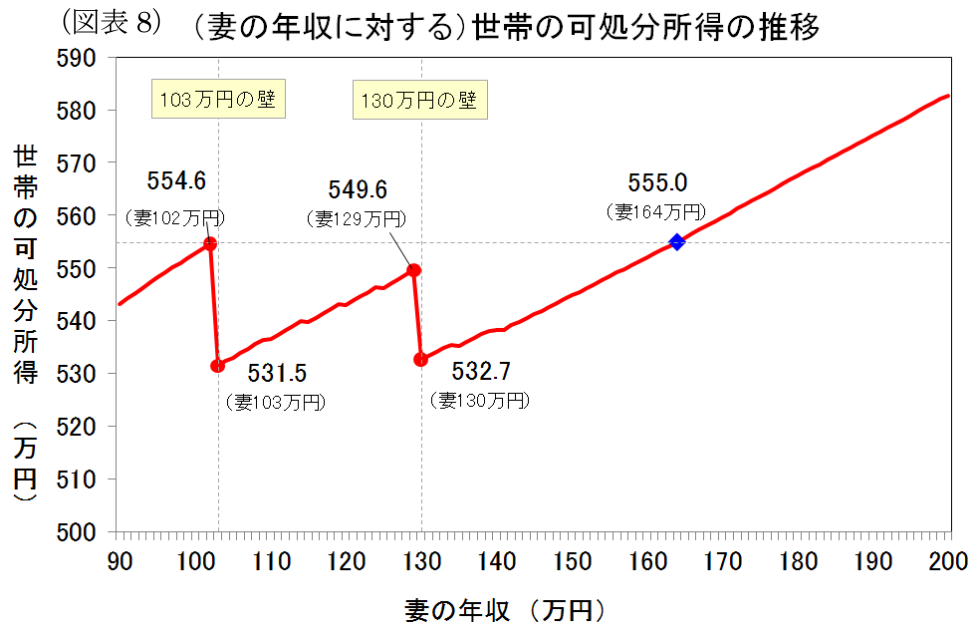
¹¹ 130 万円の壁により、目先の可処分所得は大きく減少するものの、夫の扶養から外れることが必ずしもデメリットとなるわけではない。例えば、生涯可処分所得という観点では、妻自身の公的年金支給額は増加するため、妻の働く期間や受給期間によっては、生涯年収が 130 万円未満時よりも多くなるケースもある。さらに健康保険についても、万一、病気やケガで仕事を休んだ場合、傷病手当金として標準報酬日額の 3 分の 2 の支給も受けられる。つまり、妻自身で社会保険に加入することで目先の可処分所得は大幅に減少するが、将来を含めた生涯の可処分所得は増えるケースもある。

¹² 人事院「民間給与の実態(平成 27 年度職種別民間給与実態調査の結果)」より抜粋。

¹³ 民間企業における配偶者手当(家族手当)の支給状況(平成 27 年)は、扶養家族が配偶者のみ場合、13,885 円。配偶者と子 1 人の場合、19,893 円、配偶者と子 2 人の場合、25,418 円。出所は厚生労働省「第 1 回女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」資料の『配偶者手当を取り巻く現状』より。

万円未満の時以上の世帯可処分所得を得るには、妻年収は164万円程度まで働く量を増やす必要がでてくる。

妻年収が164万円を超えて働けない場合、妻は可処分所得が最大となる103万円を超えて働かない方が合理的となる。企業の配偶者手当によって生じる103万円の壁は、130万円の壁と相まって大きな壁となって女性の働く時間を抑制する要因となっている。



4 | まとめ

既婚女性の就労調整を促すと指摘されている3つの壁について、可処分所得の損得で考えると、「①税制上の配偶者控除による103万円の壁」については、夫の可処分所得だけで「逆転現象」が生じているため、心理的な壁として意識される可能性は残っているものの、世帯の可処分所得で見れば配偶者特別控除の導入により既に壁はなくなっている。納税者に正しい認識を徹底するだけでも一定の解決が望める可能性があり、就労調整の壁となっているという指摘は正しくない。

「②社会保険料支払いが必要となる130万円の壁」と「③企業の配偶者手当=103万円の壁」については、可処分所得の損得で考えると、逆転現象が明確に生じており、制度の見直しを検討する必要がある。可処分所得の観点から、女性の就労調整を促す要因となっているのは、この2つである。

そうはいつでも配偶者控除の見直しも進めるべきだろう。企業における配偶者手当の支給基準は配偶者控除と連動していることから、税制上の配偶者控除を見直すことで、自発的に企業も配偶者手当の見直しに動く可能性がある。あるいは国が税制上の配偶者控除と公務員の扶養手当¹⁴の見直しをすすめれば、国から企業へも配偶者手当の見直しを促す働きかけが可能となる。同時に「130万円の壁」についても検討が必要だが、まずは税制上の配偶者控除を見直すことで、社会全体の考え方を変化させる後押しともなり、企業の配偶者手当の見直しにつながれば、その影響は大きい。

¹⁴ 国家公務員に支給される各種手当のうち、「扶養手当」の配偶者への支給の要件は、年収130万円となっている。

2—1 配偶者控除見直しによる家計の可処分所得への影響

1 | 政府税制調査会で示されている方向性

配偶者控除の見直しは、女性の就労拡大を狙う観点から進めるべきである。ただ単純に配偶者控除を廃止すれば、働く既婚女性のいる子育て世帯へも負担増になってしまう。労働不足と同時に少子化も大きな課題となっているわが国では、配偶者控除見直しにあたっては、特に子育て世帯への配慮は重要だろう。

政府税制調査会では、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」において、配偶者控除の見直しについては、3つ大きな方向性が既に提示されている。

(図表 9)

方向性①¹⁵ : **配偶者控除の廃止**

方向性②¹⁶ : 配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（**いわゆる移転的基礎控除**）の導入

方向性③ : 配偶者控除に代えて、諸控除のあり方を全体として改革する中で、**夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設**

また、税制調査会では「人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後の社会においては、結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯に対する配慮の重要性が高まる」と指摘し、配偶者控除の見直しについては、全ての方向性で子育て支援の拡充が検討されている。財源については、配偶者控除の見直しで生じる増収分を子育て支援の拡充に活用する見込みだ。

各方向性について、詳細な制度は明示されていないものの、「方向性①配偶者控除の廃止」については、家計に与える影響をある程度予測できる。次節からは配偶者控除の廃止時の家計に与える影響について展望しよう。

2 | 配偶者控除の廃止で影響が出る世帯は？

配偶者控除を廃止すれば、配偶者特別控除についても同時に廃止されることが予想される。廃止により影響が出る世帯を整理しておくと、控除が適用されている「夫片働き・妻専業主婦世帯（妻年収0円）」と「夫婦共働き・妻年収141万円未満（パートタイム労働者）」の世帯が主に負担増となる。

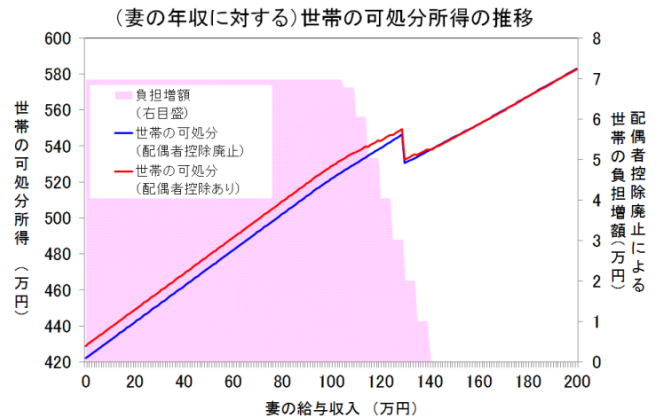
¹⁵ 方向性①の派生案として、配偶者控除の適用に所得制限を設ける案。

¹⁶ 方向性②の派生案として、いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化案。

i) 配偶者控除廃止による影響・妻の年収別

配偶者控除・配偶者特別控除の廃止によって世帯の負担がどの程度変化するか確認してみよう（図表 10）。前章同様に夫年収 550 万円の場合、配偶者控除の適用を受けている妻年収 103 万円以下では、廃止により 7.2 万円程度の負担増となる。103 万円超 141 万円未満の世帯では、103 万円超 105 万円未満で 7.2 万円、105 万円以上 110 万円未満で 7 万円と段階的に減少し、135 万円以上 140 万円未満で 1.2 万円、140 万円以上 141 万円未満で 0.6 万円の負担増となる。

（図表 10）

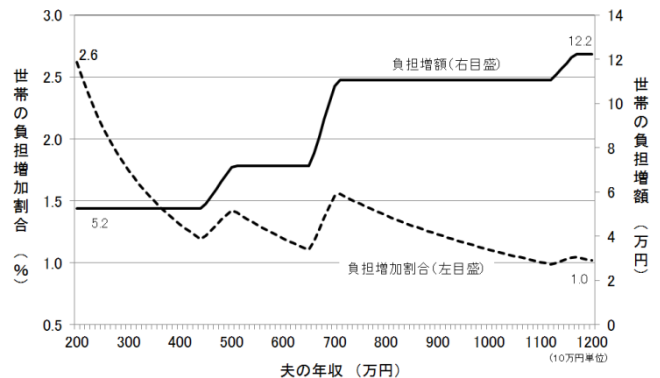


ii) 配偶者控除廃止による影響・夫の年収別

次に、妻年収 103 万円以下で配偶者控除を全額適用できている場合、配偶者控除廃止による世帯の負担増加額を夫の年収別で確認しよう（図表 11）。

廃止による影響は、夫年収が高いほど、負担増加額が大きくなる。夫年収が **200~400 万円層では 5.2 万円**であるが、夫年収が 1200 万円では、**12.2 万円**となる。

（図表 11） 配偶者控除廃止による世帯の可処分所得への影響



しかし、年収に対する負担割合で見ると、夫年収 1000 万円層では 1.0%程度で、夫年収 200 万円層では 2.5%程度と、低所得層ほど負担割合が高くなる。

つまり、配偶者控除を廃止すると名目の負担増加額は高所得層になるほど大きいものの、負担割合は低所得者の方が大きい。

iii) 配偶者控除廃止+子育て支援策を想定した場合の影響・夫の年収別

検討されている子育て支援策について、詳細は明示されていないものの、何らかの給付措置がとられることが予想できる。配偶者控除の廃止とあわせて下記 (A) ~ (C) の 3 つの給付措置が導入されたと仮定し、家計への影響を確認しよう。

子育て支援策 (A) 年間 10 万円給付・所得制限なし

子育て支援策 (B) 年間 10 万円給付・所得制限あり

子育て支援策 (C) 年間 5 万円給付・所得制限あり

加えて所得制限を設け、年収 900 万円以上¹⁷には子育て支援給付を支給しないこととする。また子育て支援給付策は子ども人数についても加味していない。

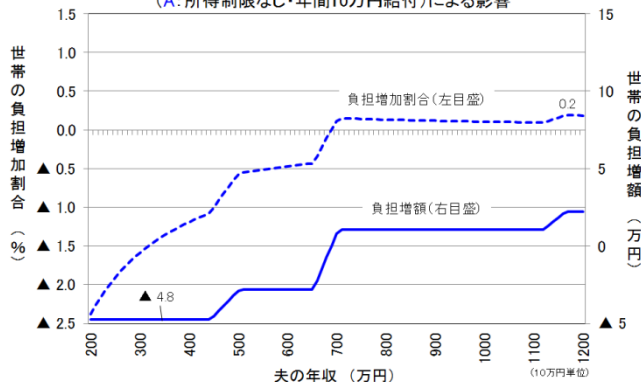
(A) 子育て世帯に年間 10 万円給付・所得制限なし

まず (A) について確認すると、夫年収 200～400 万円の世帯では、低所得者層は子育て支援給付額（10 万円）が、配偶者控除の廃止による負担増（約 7.2 万円）を上回るため、可処分所得は 4.8 万円増加する（図表 12）。

一方、夫年収 700 万円以上になると、配偶者控除の廃止による負担増が、子育て支援給付額を上回るため、可処分所得は減少する。中高所得者層は、配偶者控除廃止による負担の増額が大きい。

配偶者控除廃止による名目の負担額は低所得層ほど小さくなるため、定額の給付措置は、低所得層ほど恩恵は大きい。また中高所得層でも、負担増による可処分所得の減少割合は、0.2%程度と低い水準に留まる。

(図表 12) 配偶者控除の廃止+子育て支援策 (A: 所得制限なし・年間10万円給付)による影響

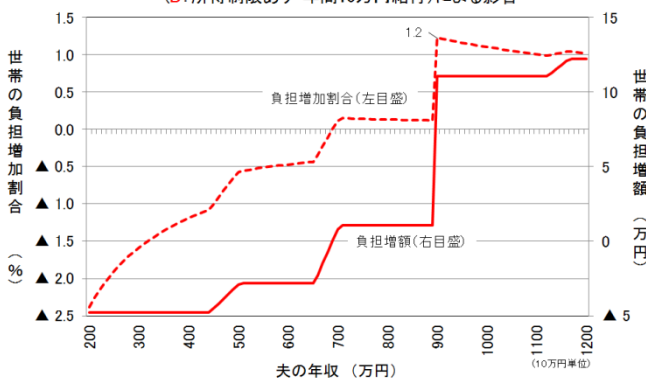


(B) 子育て世帯に年間 10 万円給付・所得制限あり

次に (A) に所得制限を設けた (B) について確認しよう（図表 13）。

所得制限が設けられたことで 1000 万円を超える高所得層では名目の負担額は、(A) に比べ 10 万円程度増加（図表 15）、もっとも負担割合で見れば (A) に比べ 0.2%程度から 1%程度と上昇幅はわずかに留まっている（図表 16）。給付策導入にあたっては必要財源が問題になることから所得制限の導入が妥当と判断される可能性が高い。

(図表 13) 配偶者控除の廃止+子育て支援策 (B: 所得制限あり・年間10万円給付)による影響



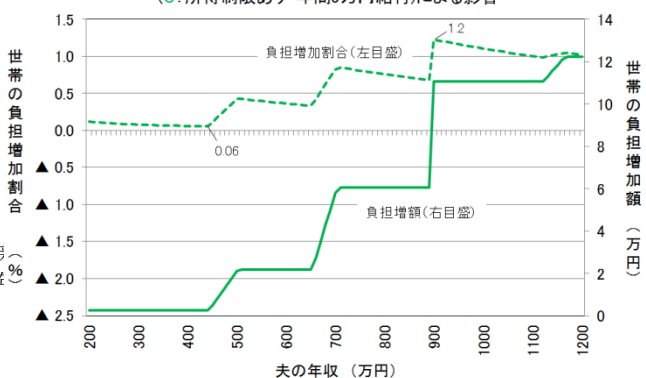
(C) 子育て世帯に年間 5 万円給付・所得制限あり

次に給付額を年間 5 万円に減額した (C) についても確認しよう（図表 14）。

給付水準が 5 万円の場合、配偶者控除の廃止による負担増が全年収層で給付額を上回る。

低所得層においても負担増となることから給

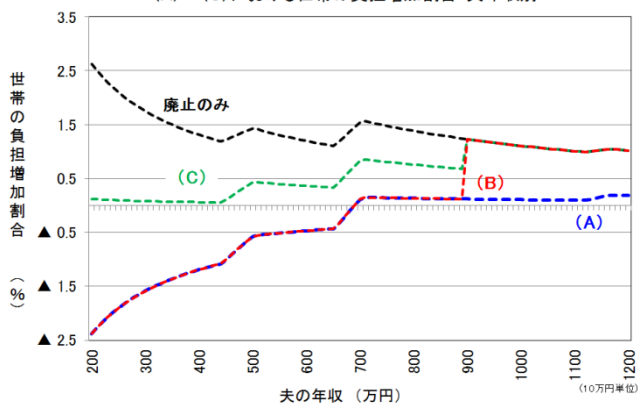
(図表 14) 配偶者控除の廃止+子育て支援策 (C: 所得制限あり・年間5万円給付)による影響



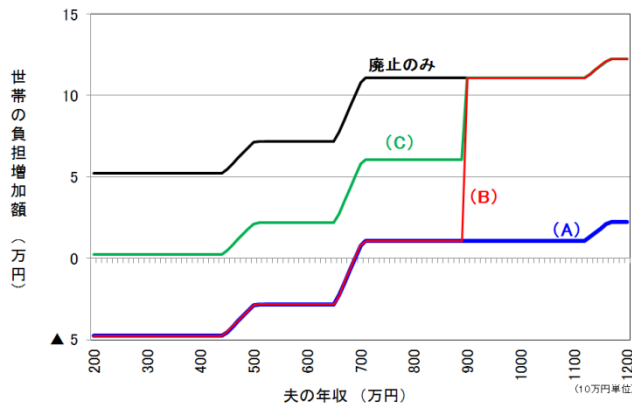
¹⁷ 現在の児童手当制度において所得制限が設けられていることから、 $\frac{1}{2}$ のため。そもそも、合計所得が 1,000 万円を超えている場合（給与の $\frac{1}{2}$ ）できない。そのため試算は夫年収の 1200 万円までとしている。

付水準については検討の余地があるものの、夫年収別にみた、年収に対する世帯の負担割合は概ねフラット化しており、0.24～1.0%程度に収まっている（図表 16）。現在の税制から家計への影響を最小限に留めるという視点からすると、今回検討した中では（C）の「給付水準は 5 万円かつ所得制限を設ける」ケースは一つの目安となろう。

（図表 15）（A）～（C）における世帯の負担増加割合・夫年収別



（図表 16）（A）～（C）における世帯の負担額・夫年収別



※ (A) 年間 10 万円給付・所得制限なし、(B) 年間 10 万円給付・所得制限あり、(C) 年間 5 万円給付・所得制限あり

単純に配偶者控除を廃止すれば、妻年収 141 万円未満である世帯は負担増となる。その場合、低所得層かつ専業主婦またはパート世帯については配慮が必要と思われるが、廃止による負担増分以上の子育て支援と給付金を支給することで子育て世帯の低所得者層には配慮した措置をとることができる。もともと、政府税調が指摘しているように「子どものいない低所得者層の世帯への負担増」に対しては、別途配慮する必要があるか検討が必要だろう。

【制度改正による家計の可処分所得の影響イメージ】

減少・・・可処分所得の減少(負担増)

増加・・・可処分所得の増加(負担減)

	廃止のみ	A	B	C
	配偶者控除と配偶者控除を廃止した場合	廃止＋所得制限なし・年間10万円給付	廃止＋所得制限あり・年間10万円給付	廃止＋所得制限あり・年間5万円給付
①片働き・専業主婦(妻年収0万円)	減少	減少	減少	減少
②共働き・子なし(妻年収141万円未満)	減少	減少	減少	減少
③共働き・子なし(妻年収141万円以上)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
①＋子あり	減少	・低所得層増加 ・高所得層減少	・低所得層増加 ・高所得層減少	・やや減少 (ほぼ影響なし)
②＋子あり	減少	・低所得層増加 ・高所得層やや減少 (ほぼ影響なし)	・低所得層増加 ・高所得層減少	・低所得層増加 高所得層減少
③＋子あり	影響なし	増加	増加	増加

3 | おわりに

配偶者控除の見直しによる家計に与える影響を概観すると、配偶者控除は税制上の優遇措置であることから、廃止すれば専業主婦世帯、共働き（会社員、パート年収 141 万円未満）世帯などで負担増となるものの、同時に子育て世帯への支援策の拡充を行えば、子育て世帯を中心に負担を回避できる。

例えば、所得制限付きで子育て給付金を支給するといった施策が導入されると予測するが、年間 5 万円程度の給付金を支給することが可能であれば、低所得層・子育て世帯の負担増をほぼ回避できる。給付額をさらに増やすことができれば、主に低所得層・子育て世帯の負担を軽減できる。また廃止による高所得層の負担増は、年収に対する負担割合でみれば低所得層ほど高くないことから、給付金支給にあたっては一定の所得制限を設けることも妥当であると考えられる。

これらは「働き手を増やす、子育て世帯を支援する、低所得者に配慮する」といった、現状の日本が向かうべき方向性に合致していると思われる。ただし、見直しにより世帯によって負担増と負担減となる世帯が生じることから、国民には丁寧に説明する必要があるだろう。特に配偶者控除の見直しによって生まれる財源は、子育て世帯または低所得者対策に重点的にまわすべきだ。

配偶者控除の見直しは、女性の活躍を妨げる一つの壁を解消することにすぎない。本稿で紹介した壁を解消できても、家事・育児・介護などの事情で働く時間を増やしたくても増やせないという現状もある。男性の家事・育児への参画促進や保育環境の整備、そして長時間労働の見直しなど、多様な働き方ができる環境を整えていくことも必要だ。そのような施策も同時に進めていくことができれば、配偶者控除の見直しに対する理解も得られやすくなるだろう。女性の活躍推進、一億総活躍社会実現に向けた改革は始まったばかりであり、今後も一つ一つ丁寧な取り組みが求められる。

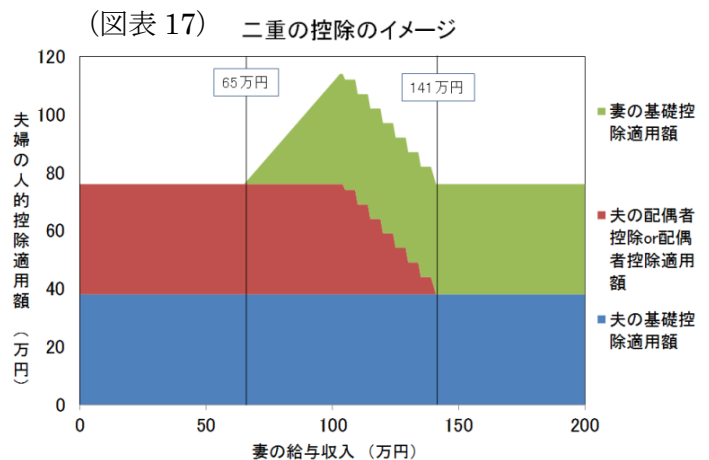
=====

（参考）「いわゆる移転的基礎控除の導入」で影響が出る世帯は？

i) 二重の控除と移転的基礎控除

配偶者控除に対しては、就労調整の原因となっている問題とは別に税の公平性という観点からも「二重の控除」という問題点が指摘されている。

「二重の控除」とは、ある夫婦世帯で妻年収が 65 万円超 141 万円未満の場合、それ以外の世帯と比べると控除適用額が最大で 38 万円多く適用されることである（図表 17）。具体的には、妻は年収が 65 万円以下であれば、妻が受ける控除は給与所得控除のみであ



るが、年収が 65 万円超 141 万円未満の場合、妻は給与所得控除の 65 万円分に加えて基礎控除が適用される。一方で、夫側にも 103 万円までは配偶者控除、141 万円までは配偶者特別控除が適用されているから妻年収が 65 万円超 141 万円未満の層だけ二重に控除を受けていることになる。

一般的な世帯類型で考えれば、妻年収が 65 万円超 141 万円未満に当てはまる世帯は夫が正社員、妻がパート社員である場合が想定される。配偶者控除は、夫正社員で妻パート社員（妻年収が 65 万円超 141 万円未満）を妻年収 65 万円以下に該当する専業主婦世帯や妻年収 141 万円以上に該当する夫婦共に正社員で共働き世帯よりも、手厚く優遇しているということなる。

そこで、夫婦 2 人で受けられる控除の合計額が妻年収の左右されない（つまりは世帯類型と違いに左右されない）、いわゆる移転的基礎控除導入が案として挙げられている。夫婦の合計控除額について妻の年収に左右されないということは、女性の就労調整の要因ともならないことから今回の配偶者控除見直しの目的とも合致する。

ii) いわゆる移転的基礎控除の導入における影響・妻の年収別

いわゆる移転的基礎控除が導入された場合の影響について確認しよう（図表 18）。

二重の控除の恩恵を受けられなくなることで妻年収 65 万円超 141 万円未満である世帯が負担増となる。導入前の妻年収 103 万円の世帯は、妻の基礎控除と夫の配偶者控除を全額適用できていた（＝二重の控除の恩恵を最も受けていた）ので、負担増の額が最も大きい。この時の負担増の額は、配偶者控除の廃止により妻年収 103 万円以下の世帯が負担増となる額と同額となる（夫年収 550 万円のケースで 7.2 万円）。夫の年収別の負担増の額の変化については、2 章 2 - ii を参照。

（図表 18）

